





杉並区議会議長

青木

さちえ

様 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

田中	けし ば	松尾	堀部	市橋	小松	す ぐ ろ	奥山	い が ら し	太田	原田	く す や ま	小倉	原口	鈴木
朝子	誠一	ゆり	やすし	綾子	久子	奈緒	たえこ	ちよ	哲二	あきら	美紀	順子	昭人	信男

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二  
十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、  
同項中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百六十」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成二十一年六月に支給する区議会議員の期末手当の額を暫定的に減額する措置を講ず  
る必要がある。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

新 条 例  
旧 条 例

附 則

1 及び 2 略

1 及び 2 略

3| 平成二十一年六月に支給する期末手当に

関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百六十」とする。

資 料 2

平成21年6月に支給する期末手当に係る特例措置の概要

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																		
期 末 手 当	<p>平成21年6月の支給月数</p> <table border="1" data-bbox="485 797 1118 1043"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td><u>1. 8 0</u></td> <td><u>1. 6 0</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 8 5</td> <td>1. 8 5</td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0. 3 0</td> <td>0. 3 0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>3. 9 5</u></td> <td><u>3. 7 5</u></td> </tr> <tr> <td>凍結月数</td> <td>—</td> <td><u>0. 2 0</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行	改 正	6月期	<u>1. 8 0</u>	<u>1. 6 0</u>	12月期	1. 8 5	1. 8 5	3月期	0. 3 0	0. 3 0	合 計	<u>3. 9 5</u>	<u>3. 7 5</u>	凍結月数	—	<u>0. 2 0</u>
区 分	現 行	改 正																	
6月期	<u>1. 8 0</u>	<u>1. 6 0</u>																	
12月期	1. 8 5	1. 8 5																	
3月期	0. 3 0	0. 3 0																	
合 計	<u>3. 9 5</u>	<u>3. 7 5</u>																	
凍結月数	—	<u>0. 2 0</u>																	
施 行 日	公布の日から施行する。																		